

件名	亀山市いじめ再調査委員会条例	市民文化部 文化振興局 共生社会推進室
----	----------------	---------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

いじめ問題の克服に向けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）が公布され、平成25年9月に施行されました。

いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、また、人権侵害であるとの観点から、その防止等の対策や発生時の調査組織を整備しておく必要があります。

このことから、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う附属機関を設置するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 法第30条第2項の規定による調査を行うため、亀山市いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）を置くこととします。

< 第1条関係 >

(2) 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査することとします。 < 第2条関係 >

(3) 再調査委員会は、委員5人以内で組織することとします。

< 第3条関係 >

(4) 再調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱することとします。また、委員の任期、再任の可否及び守秘義務について定めます。

< 第4条関係 >

弁護士 学識経験者

心理、医療等に関し、専門的知識を有する者

その他市長が必要と認める者

(5) 再調査委員会の委員長及び副委員長に関して必要な事項を定めます。

< 第5条関係 >

(6) 再調査委員会に特別の事項を調査させるために、市長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができることとします。 < 第 6 条関係 >

(7) 再調査委員会の会議に関して必要な事項を定めます。 < 第 7 条関係 >

(8) 再調査委員会の庶務は、市民文化部において処理することとします。

< 第 8 条関係 >

(9) その他再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定めることとします。 < 第 9 条関係 >

3 その他

(1) 施行日は、平成 2 9 年 4 月 1 日とします。

(2) この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする経過措置を設けます。

(2) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 3 8 号）の一部を改正し、亀山市いじめ再調査委員会委員（臨時委員を含む。）の報酬及び旅費を次のとおり定めるとします。

報酬の額	日額 7 , 1 0 0 円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 5 条）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

以下、法より抜粋

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 ~ 5 （略）

亀山市条例第4号

亀山市いじめ再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定による調査を行うため、亀山市いじめ再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策法第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。

(組織)

第3条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

(3) 心理、医療等に関し、専門的知識を有する者

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 再調査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 市長は、再調査委員会に特別の事項について調査させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第 4 条第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に係る調査が終了した日までとする。

4 第 4 条第 4 項の規定は、臨時委員に準用する。

(会議)

第 7 条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 再調査委員会は、委員（前条第 1 項の規定により臨時委員が置かれている場合にあっては、臨時委員を含む。次項及び第 4 項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 再調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 再調査委員会の庶務は、市民文化部において処理する。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年亀山市条例第 38 号) の一部を次のように改正する。

別表亀山市空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

亀山市いじめ再調査委員会委員 (臨時委員を含む。)	日額 7 , 1 0 0 円
-----------------------------	----------------